

吉田町立小・中学校管理規則（抜粋）

平成14年3月29日

教育委員会規則第2号

（教務主任等）

第21条 学校に、教務主任、学年主任、研修主任、道徳主任、特別活動主任、外国語活動主任、総合的な学習の時間主任及び教科主任（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任等は、教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

6 道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

7 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

8 外国語活動主任は、校長の監督を受け、外国語活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

9 総合的な学習の時間主任は、校長の監督を受け、総合的な学習の時間に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

10 教科主任は、各教科ごとに置くものとし、校長の監督を受け、教科の指導に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

（事務主任）

第25条 学校に事務主任を置くことができる。

2 事務主任は、事務職員をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

3 事務主任は、校長の監督を受け、事務を掌る。